

(第一類 第十四号)

第七回国会 電 氣 通 信 委 員 会 議 録 第 六 号

昭和二十五年二月十五日(水曜日)

午前十一時二十三分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事中村 純一君 理事松本 善壽君

理事米窪 満亮君 理事江崎 一治君

淺香 忠雄君 池田正之輔君

降旗 徳弥君 田島 ひで君

今井 耕君

出席政府委員

電波監理長官 綱島 毅君

電氣通信事務官 石川武三郎君

官(電波庁法 野村 義男君

規程(経済部長)

委員外の出席者

電氣通信事務官 吉田 弘苗君

専門員

二月七日

委員椎熊三郎君及び志賀義雄君辭任につき、その補欠として川崎秀二君及び田島ひで君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日

委員川崎秀二君辭任につき、その補欠として吉田安君が議長の指名で委員に選任された。

同月十五日

委員受田新吉君辭任につき、その補欠として米窪満亮君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事受田新吉君及び椎熊三郎君の補欠として米窪満亮君及び吉田安君が理事に当選した。

二月九日

門司電話局大里分局設置並びに自動

方式切替促進の請願(江田斗米吉君外一名紹介)(第五三三号)

通信従業員の定員増加に関する請願(加藤充君外一名紹介)(第六一五号)

同月十三日

通信従業員の定員増加に関する請願(土橋一吉君外一名紹介)(第六九七号)

在外同胞引揚に関するラジオ放送の請願(小川平二君外一名紹介)(第七二八号)

同月六日

仙台電話局に自動電話交換器設置の陳情書(仙台商工会議所会頭吉田英一)(第二二〇号)

帯広、札幌間電話回線増設に関する陳情書(帯広市長佐藤龜太郎外一名)(第二五一号)

本日の会議に付した事件

理事の互選

連合審査会開会に関する件

電波法案(内閣提出第五号)

放送法案(内閣提出第六号)

電波監理委員会設置法案(内閣提出第七号)

〇辻委員長 これより電氣通信委員会を開会いたします。

この機会に御報告申し上げます。本日理事受田新吉君が委員を辭任され、その補欠として米窪満亮君が本委員に選任いたしましたので、お知らせいたします。

〇辻委員長 理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。去る七日理事椎熊三郎君が、また本日理事受田新吉君がそれぞれ委員を辭任されましたので、理事が二名欠員となっております。この際その補欠を委員長において指名いたしましたものと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます〕

〇辻委員長 御異議なしと認めます。それでは吉田安君、米窪満亮君をそれぞれ理事に指名いたします。

〇辻委員長 さらに連合審査会開会の件についてお諮りいたします。昨十四日文部委員会、放送法案について本委員会と連合審査をいたしましたので、向から、その旨の議決をいたしましたのであります。つきましては、本委員会といたしまして連合審査の必要性を認め、この際放送法案について、文部委員会と連合審査を開きたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます〕

〇辻委員長 御異議なければさよう決めます。なお開会の日時等につきましても、文部委員長と協議の上、あらためてお知らせいたします。

〇辻委員長 これより電波法案、放送法案及び電波監理委員会設置法案を一括議題といたし、前会に引き続き質疑を行います。

御承知のように、これら三案に対する公聴会の際の公述人の陳述の中に

は、問題の核心に触れたことに傾聴に値する点が多々あつたように考えられます。しかしながらまた一面、單に問題の提起のみにとどまつていた事柄もあつたように感ぜられました。従いましてこれらの点につきましては、今後本委員会におきましてさらに十分な検討を加えまして、妥當なる結論を見出すべく努力したいと思つております。

それではこれより質疑に入ります。

中村君。

〇中村(純)委員 これまでいろいろお尋ねをして参つたのでありますが、なお一、二お尋ねをいたしておきたい事柄があります。それは電波監理委員会設置法案に関する点であります。同法の第十九條におきまして、電波法所定の聴聞を行うために、電波監理委員会に審理官五人以内を置くという規定があります。この聴聞の制度はきわめて民主的な制度でありまして、われわれもその趣旨には賛意を表するものでございしますが、この聴聞の事務を取扱います者としての審理官の選任の方針について、法案の上に表向きに表われたものが何らないのでございします。この聴聞の制度は、法律案では第一審にかゝるべき程度の効果を持たせることを予期したものであります。従いましてこの審理官の任命にあたりましては、むしろ技術的な問題が多いのでありますけれども、同時にまた法律的な問題も相当あると思ひますので、どうしてもしよう、経歴、またそういう知識を持った人を、やはりこの審理官の中に置く必要があると思ひます。それに関して政府はどういう考えを持つておられますか。その点を承りたいのであります。

〇綱島政府委員 お答えいたします。この審理官の任命は、法案にもございしますように、新しくできます電波監理委員会の委員長が、委員会に諮りまして、その結果に基づき任命されるのであります。それから私から決定的なことは申し上げられないのであります。立案者といつたしましての考えを申し上げます。立案者ならば、この審理官を五人といつたしました理由の一つとして、ただいま御説のようなことを十分考慮した次第であります。すなわちこの審理の手続の中には、もちろん無線局の運用でありまして、あるいはその他技術基準の設定といふような、非常に専門的な事項もございしますが、法規の解釈あるいは異議の申立てに対する審理というものは、若干はぜひ司法事務の経験者が必要と考えられておる次第であります。しかしたゞいま申し上げましたように、非常に政治的な事柄もございします。このいふ人ばかりで構成するといふこともどうかと考えております。いろいろな各専門の分野の方を任命していただきまして、その事案によりまして適宜委員長がその審議事項を担当させるといふことが、適當ではないかと考えておる次第であります。

〇中村(純)委員 次は同じく委員会設

置法の第八條であります。この委員たるべき者の兼職の禁止の規定であります。これは法案にありますごとく、営利を目的とする団体の役員となり、みずから営利事業に従事することを禁止しております。この点は、むろんよくわかるのであります。その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならないことは、非常に広い意味合いにとれるのであります。が、この委員に任命せらるべき人は、広く学識経験に富むところの有能なる人材を選ぶことが、一番適當であると思ひますが、その場合にその委員になるべき人が、たとえばある種の公共団体の役員をしてゐる。その方面からも報酬を得ておられるような人、そういう人までもこの規定によると、一応これはいけないということになるのであります。かゝる規定は、その辺の御解釈を承つておきたいのであります。

○網島政府委員 この第八條の兼職の禁止でございますが、この委員の任務は、一般電波行政事務のほか、半司法的な事項も取扱う關係上、公正な行政を行うために、兼職については、他の委員会その他の例より多少嚴重になつておりました。金銭を報酬として行うところの他の仕事にはつかない方がよいという考えからでき上つておるのであります。御説のようにこの委員は、広く知識経験を持つた有能な方を選んでいただくわけにはならないわけでございます。また国会の承認を得なければならぬわけになつておる次第でございます。国会においてその範圍を多少ゆるめた方が、この行政のためによろしいのじやないかというふ

うでございまして、私どもとしてはそれに対してもちろん異議をもちません。つものでございせん。

○中村(純)委員 次に電波法案に関する事項であります。同法の第二條に、無線設備といふものの定義が載つておるのであります。それによりますと無線電信、無線電話、その他電波を送り、または受けるための電氣的設備全般を指しているのであります。しかしこの無線設備は、それ以下の條文によりまして、免許を受ける際にいろいろと詳しいことを書いて調べてもらひ、あるいは検査を受けなければならぬという手続に相なるのであります。が、この第二條にいう定義の意味が、これはよく狭くもいろいろとれるのであります。これをきかめて廣義に解釈いたします場合は、直接無線電信、電話の操作に要する設備以外の間接的なもの、たとえばラジオについて申しますならば、スタジオの設備とか、あるいはその他電波關係の受電設備とか、いつたようなものも、これは間接的に無線電信、無線電話、その他電波を送るために必要な電氣的設備であります。そういう部分までも含む意味でありますか。あるいは直接的なものであつて、その点を伺ひます。

○網島政府委員 お答えいたします。この二條の第四号にありますが、この電波法の範圍でございまして、この電波法におきましては、第二十八條にもございまして、電波の質を電波監理委員會議規則の定むるところに適合せざるやうにということになつておるのであります。従ひましてこの無線設備も、その電波の質といふものを対象とした

しまして、その範圍をきめるべきであると考えます。従ひましてこの設備の操作を間違つたり、あるいは設備が不完全であつたりする場合に、直接電波の質に影響を與えるといふようなものは、すべてこの無線設備の範圍の中に入れるのが適當であると考えております。が、たゞいまお話をいたしましたような、電源設備とか、あるいはスタジオと放送所をつなぐ線とか、そういうようなものは、それがたゞ故障になりましても、電波がとまるだけでありまして、直接電波の質には關係はございません。従ひましてそういうものはこの無線設備の中には入れておらないのでございまして、スタジオの設備の中の若干のものは、たとえば増幅器であるとか、あるいはその操作が惡かつたり、あるいは設備が不完全であつたりすることによつて、特別な高調波を持たせまして、あるいはシンギングを起したりいたしますと、直接電波の質に影響を持つて参ります。従ひましてこういうものはこの中に入ると考えております。いすれにいたしましてこの無線設備のさらに詳細な範圍は、委員會規則できめたいと存じておる次第であります。

○中村(純)委員 次に第四條であります。無線局を開始せんとする者は免許を受けなければならないのであります。が、但しその電波が著しく微弱な無線局に關しては、この限りでないといふことに相なつておるのであります。この著しく微弱なものといふものは、どういふ程度のものであり、また具体的にはどういふものを予想せられておるのでありますか。その点をお伺ひいたします。

○網島政府委員 この無線局の定義は、第二條にもございまして、無線設備とその無線設備の操作を行う者を、両方合せて言つておるのでございまして、無線設備は先ほど御説明申し上げたやうに、電波を送りまたは受けるための設備といふことになつて参ります。こゝなつて参りますと、たとえば無線のいろいろな設備を検査するたに使用するときの測定器、その中には非常に微弱な電波を出しまして、受信機がはたして十分良好に働いておるかどうかといふことを調べるものもございまして、また送信機いろいろな特性を調べるために必要なそういう測定機もございまして、たとえば電波の波長をはかるためのヘトロダイナミ型の波長計といふものもございまして、これらはやはり微弱ながら電波が出るのでございまして、こゝなつて参りますと、一電波監理委員會の免許を受けなければ使えないといふことになりまして、非常に不便であります。またそれを運用するために、特殊の資格を持つた無線従事者が必要であるといふことにもなりますので、そういうものを除外するために、この委員會規則できめるものは除くといふことになつておるのであります。目下のところ電波の放射が非常に弱いところの、たゞいま御説明申し上げましたやうな測定機、少し技術的な言葉で申し上げますと、発射地点から一定の距離において電波の強さが十五マイクロボルト以下であるといふやうな、ごく弱い、他を妨害するおそれのないものを、この規則で除外するつもりであります。

○中村(純)委員 次は第三十三條であります。これによりまして、義務無線の主送信装置については、晝間百九十キロメートル以上の通達距離を持つものでなければならぬといふことに相なつておるのであります。が、鏡子、函館間といふやうな距離を考えます場合には、この百九十キロメートルでは足りないといふ考え方もあるやうであります。従つてこれをもう少し最低限を上げるべしといふ考えもあるやうであります。その点はいかがなものでありますでしょうか、承りたいと思ひます。

○網島政府委員 この第三十三條にあげました数字は、現在の海上における安全條約にありますところの数字そのままを採用したのであります。お説のやうに、ある地域のみを考えますと、海岸局と海岸局との間がこれ以上にも上る。従つて船舶無線電信の通達距離をもつと延ばさなければいけないのではないかと、こゝなつて参ります。が、こゝなつて参りますと、太平洋を横断する船といふやうなものは、一体どうなるかといふことになつて参ります。海上における安全條約會議におきまして、こゝなつて参りますと、論議されて、海上におきましては、海岸局のほか若干の船といふものは、その一定の範圍には必ずおるチャンスがある。こゝなつて参りますと、研究いたしました結果、この数字が出て参つたのでございまして、私どもも、たゞい海岸局が離れておりましたも、その中間に他の船舶がおりましたも、その中間に他のこの数字で適當であらうといふやうに考へておる次第でございまして、

○中村(純)委員 次は第三十七條であります。同條におきまして緊急自動

目でありますとか、あるいは試験問題の程度とかいふものが考慮されておつたのであります。従ひましてこれをこのまま国際通信に独立して行ひ得るようにするといふことにつきまして、私どもは疑念を持つております。しかしながらただいま御説のように、戦前わが国の領土でありました地域におきま

その任務を遂行し得たのでありまして、この状態は今日におきましてでもそう急にかわつておるといふふうには私どもは考えておりません。従いまして暫定的には、御説のように国内通信の技能を持つた二級通信士が、取扱つてもよろしいといふふうには私どもも考えるのでございますが、将来はたしてこれらの新しい地域が、従来のようなやり方をやつてくれるかどうかといふことにつきましては、私どもいろいろ疑問を持つております。これらの地域が純然たる国際通信の取扱ひ方法をやつて来るということになりますれば、この二級通信士では十分ではないといふふうに私は考へておりました。

かしながら先ほども申し上げましたように、暫定的という意味であれば、私どもは異存はございません。

○中村(純)委員 次は第四十五條の第三項であります、これは無線従事者免許の更新の規定であります。これなどもちよつといふ／＼に読めるのではありませんが、読みよによりますと、これは免許の有効期間中通算して一年箇月以上経験を持つてゐる。その一六箇月以上のうち六箇月というものが、申請直前の一年以内に六箇月が入ていなくてはならぬ。すなわち全

とも解釈せられるし、あるいはそれと反対に一年六箇月以上と、加うるに申請直前の六箇月、合計二箇年の有効経験を持たなければならぬというふうにも解釈せられるのでありますが、私どもはこれは前項と比べ合してみますならば、当然最初に申し上げた意味と解釈しておるものでありますが、その辺に對するはつきりした御解釈を知りたいのであります。

○網島政府委員 この意味はお説の通りでございます。この一年六箇月の中に、申請前の一年以内の六箇月というものが入つておるのでございまして、全部通算して一年六箇月ということになります。

○江崎(一)委員 電波法につきまして御質問いたします。二十八條につきまして、電波の質を規定しておりますが、高調波の強度はどうかといったような電波監理委員会での腹案がありましたら、これを発表していただきたいと思ひます。

○網島政府委員 腹案は持つておりますから、近くそのうちに刷りものにして差上げたいと思ひますが、大体たゞいまお話の高調波の強度に關しましては、私どもは現在の國際條約のものをそのまま採用しようと考えております。

○江崎(一)委員 三十四條に關連しましてお伺いしたいのですが、現在三十四條によりますところの補助裝置の非強制船は、わが国の船舶のうち何隻くらいあるか。またそれは何%くらいに相當するかをお伺いしたいと思ひます。

○網島政府委員 現在はずきりした数字は宙には覚えておりませんが、漁船

は大部分補助裝置を免除されております。従ひましてその隻数は二千五、六百隻に及ぶものと考へております。

○網島政府委員 漁業の船舶を含めまして大体三千六百隻くらいでありまして、従ひましてそのうちの二千六百くらいですから、七〇%前後かと考へます。

○江崎(一)委員 今のお話を聞きますと、漁船ということが非常に大きくクローズ・アップしてありますけれども、それ以外の相當なトン数の船もこれに含まれることになるのじやないですか。

○網島政府委員 漁船以外の船舶は、大体補助裝置を持つことになつております。

○江崎(一)委員 そうしますと、八百八十トン級のいわゆる改B型という船は、一体どういふことになりますか。

○網島政府委員 たゞいまの八百八十トン級の船舶は、條約におきまして、また国内規則におきましても、強制的に無線電信を裝置する船舶とはなつておりません。しかしながら現在無線電信法に基く私設無線電信規則によりまして、義務船舶ではありませんけれども、原則として補助裝置を持つことになつておりました。そのうち特に行政官庁において認めたものだけを除外するといふことになつております。

○江崎(一)委員 この三十四條によりますと、今の八八型は補助裝置を持たなくてもよろしいといふことになりまして、また現在補助裝置を持つてゐるものでも、はずしてもかまわぬといふことになるのだけれども、これは一大事だと思ひますが、その点政府は、八八型の

ものに対して補助裝置をつけるといふことを特に嚴命する意思はないですか。

○網島政府委員 この船舶を含めまして、一般國民に法律をもつて一定の義務を強制するといふことは、いろいろな角度から研究されなければならぬ問題でありまして、私どももいたしましてその点に關し慎重に考慮したのであります。その結論をいたしまして、これは現在の海上における人命安全條約に從つて、そのまま踏襲した方がいいといふ結論に到達いたしました。この條文は條約そのままを持つて来たのであります。従つてたゞいまお話をした八百八十トン級の船舶は、この補助設備を持つことは望ましいものでございませぬけれども、法律をもつて強制的にこれを裝置させることは考へておりません。

○江崎(一)委員 御存じの通り戦前から、まだ優秀な船舶を持つておつた時から、日本は海難國で有名でありまして、特にこの八百八十トン型の改B型という船舶は、一枚底のドラムカン式の船でありまして、これはまつたくちよつとした事故によつて海難を起す非常な危険な船である。特にこれが現在のが國におきまします船舶の約半分に達している。こういうときにこういう條件下におきまして、この改B型から、わざわざ今度のこの三十四條によつて補助裝置を免除するやうなことは、これは突に今までの無線電信規則の、あの法の精神を無視し、突にこれは船主側を擁護し、國民あるいは船員の人民を非常に軽く見る、突に最も憎むべき條文であると思はれるのですが、その点どうですか。

○網島政府委員 たゞいまこの八百八十トン級の改B型は、非常に悪い船だといふお話があつたのでありますが、この問題に關しましては管海主管庁の適當な考へ、または処置が考へられるべきだと思ふのでありまして、この船が悪いからこの船には無線電信をどうする、あの船はどうだからあの船の無線電信はどうするといふことを一々電波局で考慮することは、實際問題としてできませんし、またそういうことは電波法の精神から言ひまして適當ではないと考へます。従つてこの補助裝置の限界をどこに置くかといふことは、もつぱら船舶の安全の点から考慮されるべき問題でありまして、電波行政の立場から言ひますならば、人命の海上における安全からいへば、論議されて定められておきます船舶安全法にのつとつて考慮されるのが、私どもは適當であるかと考へております。

○江崎(一)委員 今私の申し上げたのは、どの船につけて、どの船にはつけないといふやうなことはなく、あの私設無線電信規則を、わざ／＼こで法律をもつて改悪したといふ考へ方が、どこから出ておるかといふことです。その点をお伺いしたいのです。

○網島政府委員 この電波法の目的は第一條にございまして、電波の公平かつ能率的な利用確保をすることとございまして、これによつて直接海難をどうするとかこうするとかいふ直接的な目的は、これは別な法律で考慮されるべきものであると考へております。この海難の問題につきましては、あるいは海上における人命の問題につきまし

ては、他に船舶安全法という法律がございまして、これを十分考慮すべきものと考へるのであります。そういう見地からこの電波法の目的を逸脱いたしまして、そこまで入つて行くことは適當でないと思はしたので、現在の私設無線電信規則の行き方を變更した次第であります。

○江崎(一)委員 これ以上申しませんが、共產黨の立場から考へますと、この條文は、すべての船舶無線局は補助裝置を設置すべしといふやうに、改訂の意見を持つております。

次には第三十八條に移ります。この技術基準につきまして、電波監理委員會規則で定めると書いてありますが、これについての腹案があれば発表していただきたい。

○網島政府委員 これらの規則は、將例電波監理委員會ができましたあかつきにおきまして委員會が慎重に聽聞を開きまして、一般公衆の声を聞いてきめることになつておりますから、たゞいま決定的な案をお示しすることはできません。しかしながら立案者といひまして、こういうことを考へておるという程度のものはできておりますから、近くお見せできると思つております。

○江崎(一)委員 それは今あなたから発表していただいただけませんか。これは非常に重要なことです。メーカーなんか非常に大きな関心を持つておると思ひますから、ぜひ知らしていただきたい。

○網島政府委員 無線機器にもいろいろな機械がございまして、まず第一に問題になりますのは、先ほど中村委員からも御質問のございまして緊急自動

では、他に船舶安全法という法律がございまして、これを十分考慮すべきものと考へるのであります。そういう見地からこの電波法の目的を逸脱いたしまして、そこまで入つて行くことは適當でないと思はしたので、現在の私設無線電信規則の行き方を變更した次第であります。

○江崎(一)委員 これ以上申しませんが、共產黨の立場から考へますと、この條文は、すべての船舶無線局は補助裝置を設置すべしといふやうに、改訂の意見を持つております。

次には第三十八條に移ります。この技術基準につきまして、電波監理委員會規則で定めると書いてありますが、これについての腹案があれば発表していただきたい。

○網島政府委員 これらの規則は、將例電波監理委員會ができましたあかつきにおきまして委員會が慎重に聽聞を開きまして、一般公衆の声を聞いてきめることになつておりますから、たゞいま決定的な案をお示しすることはできません。しかしながら立案者といひまして、こういうことを考へておるという程度のものはできておりますから、近くお見せできると思つております。

○江崎(一)委員 それは今あなたから発表していただいただけませんか。これは非常に重要なことです。メーカーなんか非常に大きな関心を持つておると思ひますから、ぜひ知らしていただきたい。

○網島政府委員 無線機器にもいろいろな機械がございまして、まず第一に問題になりますのは、先ほど中村委員からも御質問のございまして緊急自動

受信機であるとか、あるいは無線方位測定機とか、周波数測定装置というように行政官庁の型式試験を必要とするもの、三の例を申し上げますが、それらのうち二、三の例を申し上げますと、無線方位測定機の条件として、まず周波数の範囲はA一及びA二電波の、少くとも二百八十五キロサイクルから五百三十五キロサイクルまでの周波数によつて、正確に到来電波の方位を測定することができ、あるいは各周波数の間隔が五キロサイクルの場合において選択できること、外來雑音がない状態において、電界強度五十マイクロボルト毎メートルの測定用変調波を受信し、最大感度の方向において測定用変調波の受信信号と受信機雑音との比が、十デシベル以上でなければならぬ。それから測定精度は混信及び電波の乱れの少ない場所において、地上波電界強度三ミリボルト毎メートルの測定用変調波によつて測定し、プラス、マイナス一度以内でなければならぬ。それから方位測定中は、電界強度五十マイクロボルト毎メートルの測定用変調波によつて測定し、二度以内でなければならぬ。その他いろいろあるわけでありませう。

十分ではありません。従つて設置法におきましては、電波技術審議会というものがつくられておりまして、この審議会には各学校のその方面の権威ある先生方、及び各製造会社の専門家の方々を煩わしまして、昨年電波庁発足以來非常に活発な活動をしておりまして、そういう方々の御研究によりまして、これらの技術水準をいかにしたらいかがいということをきめつつある次第でございます。この技術審議会の制度は、目下提案されております電波監理委員会設置法の中にもございまして、将来も引続きこの制度はぜひ生かして行きたいというふうに考えておる次第であります。

〇江崎(一)委員 今お伺いしますと、絶対権力を持つておられるこの電波監理委員会なるものが、人のふんどしで相模をとるといふか、こうでありますが、当局の電波技術官なんか増強して、自分のほんとうの研究機関にするおつもりじゃないのですか。

〇網島政府委員 この技術の研究をやるといふに、いかにしたらいいかというところについては、いろいろな考え方があつて、思ひます。もちろん経済的に事情が許すならば、自分みずから優秀な設備を十分持ち、優秀な人材を多数擁して、これらの技術の研究に従事すること、これが一番望ましいのでありますが、現在のが国の情勢におきましては、とてうていさういふことは許し得ません。従いまして各分野におきまして、それぞれ研究された成果を集めまして、専門家の相互の協力と、それらの討議によりまして、最も斬新な優秀な結論を出す仕組みが、現在のところ一番いいのではないかと、いふふうに私どもは考えておる次第であります。

〇江崎(一)委員 参考になりつと、お伺いしたいのですが、あなたの方の電波観測所は何をやつておられるのですか。

〇網島政府委員 私どものところに現在電波観測所というの、電波監視局というのと両方ございまして、電波観測所と申しますのは、電波層の研究及び測定をやつておるところでございまして、御承知のように電波行政の非常に重大な仕事の一つは、最も能率よく波長を割当てるといふことでございまして、従いまして、どういふ時期にどういふ波長の電波が最も適當であらうか、ということを決定しますためには、電波層の研究がぜひとも必要でございまして、この電波観測所はそれらのことを担当してやつておるのであります。

〇江崎(一)委員 そうしますと、いわゆる短波無線の電波伝播の研究は、相手手がなければいけないと思ひますが、どこを相手手にしておりますか。

〇網島政府委員 ただいまお話の電波伝播は、江崎委員も御承知だと思ひますが、これは地球の上空百キロないし二百キロのところにある電離層によつて曲げられ、地球に到達するものであります。この電離層の状態が非常に影響するのであります。ところがこの電離層の電子密度がどうであるかといふようなことは、必ずしもほかの電波を受ける必要はないのであります。自分みずから一定の波長を持つた電波を打上げまして、どの波長の電波がその電離層を突き抜けたかといふことを調べることによつて、その電子密度を逆に計算することが出来ます。この電離層の電子密度がわかりますと、それから理論的な、あるいは從來実験的に

わかつておる計算によりまして、逆にこの電離層の場合にはどういふ波長の電波が適當であるということがわかりまして、現在電波庁におきましては、全約九箇所の観測所を、北は稚内から南は鹿児島にありまして山川といふところに持つておられて、それによつて自分みずから電波を打上げて、電離層の観測をやつておる次第であります。

〇江崎(一)委員 あなたの方の人から伺うところによると、ヘイズサイド・レーヤーのいろ／＼なデータを、全部サンフランシスコに送つていふこととありますが、ほんとうですか。

〇網島政府委員 この電離層の観測結果は、これはわが国の平和的な新しい憲法下におきます状況からいまして、できるだけ広く世界各地にお知らせして、世界各國の利益、利便に役立たせた方がよいのではないかと、いふ考えをもちまして、ただ單にサンフランシスコのみならず、世界各國の電離層観測機関に、これを印刷して配付しております。従いましてある特定の場所のみに送つていふことはございせん。

〇江崎(一)委員 三十八條は非常に大きな意義を持つと思ひます。電気通信業界といたしましては、この技術基準が電波監理委員会できめられましたために、委員会に生殺與奪の権を持たれることになりました。これはあまりよい例じやありませんけれども、あのしろろとどの目慢の天池君が、実にとんでもないことをやらされたのは、こういう生殺與奪の権を持つていたからである。これと同じような危険を必ず冒すと思ひますが、その点に対して対策

〇網島政府委員 この制度は現在もございまして、先ほど中村君からも御質問があつたのでありますが、将来緊急自動受信機が設置された場合には、通信

士の数を減らす意思がないかという御質問がございましたときに申し上げましたように、現在のわが国の事情といたしまして、ことに現在の緊急自動受信機の状態に照らし、私どももいたしまして、今ただちに緊急自動受信機が設置されたから人員を減らすということは、危険であるというふうに考えております。しかしながら緊急自動受信機設置の目的とする遭難通信を完全にキヤッチするのには、必ずしも一級、二級の高級な通信士でなくともいいのであります。従いましてこの聴守員級、すなわちウオッチだけできるといふ制度は、引続き残した方がよろしいと考えます。この制度は條約にもございまして、各国の認めておるところの制度でございまして、わが国だけ特別つくつた制度ではございません。

○江崎(一)委員 遭難通信をキヤッチするのは一級とか二級とかいうような、そういう熟練した通信士でなくともよいというふうなお話ですけれども、これはむしろ實際のことを御存じないのじやないかと思う。遭難しつづける船は、電力もだん／＼弱くなるだらうし、實際遭難通信は弱い。特に夏季なんかは、空電の雑音の中で SOS の信号を受取るということは非常に難事です。よほど耳がしつかりしておつてもとれぬでしょう。四十から六十、八十デシベルほどの高い雑音の中で、この信号を受けることはなか／＼至難のことです。それを未熟練な聴守員級というふうな人にまかせておいていいのだらうか。ここに大きな問題がある。また SOS を受けそこなつて、知らなくてこどもしか通信をやるといふことになる、これは実に相当に大

きな刑罰を、その船全体の通信士が受けてはならないということになるのです。その点どう考えるか。

○網島政府委員 ただいまの質問に對しましては、船舶通信の経験を持つておる石川説明員から、説明していただいた方が適當と思ひます。

○石川説明員 あまりに専門的にわたりますので、私からお答え申し上げます。この聴守員級という通信士の資格は、現在の規定にも、今度の電波法の中にもありますように、その目的とするところは、狭い範囲のものであります。その狭い範囲のものに對しては、通信の受信の方面とか、あるいはそういう符号をどういうふうにしてキヤッチするかというふうなことに、相當高い程度の試験をすることになつております。従いましてこれは船舶におきまして緊急符号であるとか、遭難符号であるとか、SOS とか、ほかの方から見ると非常にかつた符号をキヤッチするのであります。こういうものでも、そういう混信がありましても、これは非常に熟練した人と比べてもどうかしませんが、大体においてそういう特別な符号はキヤッチできるような者に、それに十分な試験をやつて免状を與えるということになつております。

○江崎(一)委員 昭和二十三年の四月ごろのことですが、日本からアメリカへ船を返しに行つて、何か QO 五十六号ですか、このときにやはり誤りをやつておるのです。SOS が出ておる間に通信をやつておる。これでひどい刑罰を受けておるのですが、このことは御存じですか。

○網島政府委員 知つております。但しその場合、その通信に従事しておつたのは聴守員級ではございません。

○江崎(一)委員 聴守員級でなくとも、そういう誤謬を犯す。だからそれよりもつと程度の低い聴守員級に従事させますと、こういうふうな危険が起る機会がますます多いと思ひます。

○網島政府委員 御存じと思ひますが、聴守員級というのは聴守のみをするのであります。通信はできないのであります。従いまして通信をする必要が起つたような場合、あるいはまたそれを必要とする受信をしたような場合には、ただちに上級の通信士に連絡をとりまして、上級の通信士がやることになつております。従いまして聴守員を乗せたから電波をいたずらに発射して、ほかの船を妨害するといふようなことはあり得ないと思ひております。

○江崎(一)委員 これ以上申しませんが、日本共産党は聴守員級といふものはなくすべきだと考えております。

次に特殊無線技士といふのはどういふものですか。

○網島政府委員 最近超短波及び極超短波の技術が非常に発達して参りました。この方面の利用分野が非常に開けて参りました。一例を申し上げますならば、アメリカにおきましてはすでにこの無線電話を持つておる。最近日本におきましても、各方面にこういうごく小さな機械を自動車その他の自動体に積みまして、動きながら自動体の中から電波を使つて、電話なり電報をするといふことが盛んになつて参つたのであります。そういう場合に一々これに對して、一級あるいは二級の無線通信士の資格を要求するといふこと

は、非常に酷であります。またこれらは超短波ある極超短波を使ひますから、電波がそう遠距離に飛びません。従つて國際混信を起すということもないのであります。他方最近のこういう設備は、周波数変動とか、あるいは位相変動とか、あるいはインパルス・モジュレーションとか、特殊な方法を使つておりました。従来のものよりも多少技術的にむずかしくなつております。従いましてそれらの両方の初步的な技能を持つた者をもつて、そういうものの扱いをされた方がよいという結論から、今回新たに特殊無線技士という制度を設けたのであります。これらはできるだけ簡易な知識、技能によつて無線設備の取扱ひをできるようにして、無線の普及と発達に資したいといふ見地でございまして。

○江崎(一)委員 最近海岸局がだんだん縮小されるように聞いておるのです。その実情はどういうことになつておりますか。

○網島政府委員 海岸局の設置並びにその運用は、電氣通信省の事業局の方でやつておりました。電波管理の主管庁でありますところの電波庁の所管でございまして、従いましてその縮小の方針その他につきましては、その方面から御説明を申し上げた方がよいと存じますが、電波庁に関する限りにおきましては、電波行政の立場から、あるいは現在の無線電信法の示すところに従ひまして、海難その他の見地から最小限度の基準は考へておりました。各方面事業体その他海岸局を持つておられます分野からのいろいろな相談、協議によりまして、逐次その意見を發表してあります。

○江崎(一)委員 具体的にはどことどこが残るのですか。

○網島政府委員 この問題は目下電氣通信省の事業体の方と、他方海上保安庁の間の協議が進められておりまして、まだ結論が得られていないと聞いております。従いまして私どもはその後決定案を聞いておりました。また電波行政の立場から、それに意見をさしはさむという段階には到達しておりません。

○松本(善)委員 同僚議員である中村君から、私の伺いたいと思つておるを質疑をなされたのであります。私も特に申し上げることはないのであります。が、簡単に次の二つの点について御意見を承つておきたいと思ひます。放送法案、電波監理委員会設置法案の二つについては異議がありません。

しかし電波法案の第二十二條、第二十三條、第二十四條の免許状の返納とその廃止といふことに關連いたしまして、この前行われたところの漁業關係の代表者の言が、もしもこの法案の中に盛り込まれるならば、一応御検討願いたいという考えを持つておるものであります。従いまして無線局が一箇月以上休止しておるといふことになり、またそういう場合においては、免許はその効力を失うといふ免許の返納の特典から考へれば、一箇月では期間がどうしても短いのではないかという御説は、私も納得するものであります。従いまして、期間については六箇月と一箇月とある期間は、どういふ關係から考へるか。もしもどうしても一箇月でなければならぬといふやうな

ことがありにれば、一応その点承
つておきたいと思ひます。

○野村政府委員 今お尋ねの点は、こ
の前公聴会で私も傍聴しておられ
て、漁業代表者からお伺ひしたのであ
りますが、その際の基礎になつておる
第二十二條の読み方を、公述人の方は
少し誤解されておるに思ひますのであ
ります。第二十二條に書いてあります
のは、免許人は無線局を廃止するとき
は、その旨を届け出なければならな
い。同時に無線局の運用を一月以上休
むときも届け出なければならぬ。こ
ういふことを言つておるのでありま
す。届出の義務を課しておるので、や
めるときには一月以上休むのではなく、運用
を一月以上休むときは届け出てもら
いたいという意味でありますから、さ
う御了承願ひます。

○松本善委員 そのような考え方がこ
の法文であり、またそういう解釈をな
さるゝというのならば、私も納得するの
であります。この表現の方法につ
いても少し平易に、だれでもわかるよ
うな書き方に修正できないものかと思
ひます。つまりこの文章から
見ますと、二つにかかつているよう
でございしますけれども、第一項と第
二項的なものでなくして、これがぶつ
ち込まれておるうちに、考えられます
で、この書き方についてももう少し御
検討を願ひたいと思ひますのであり
ます。

次に百七條と百八條の点であります
が、百七條は「無線設備又は第百條第
一項第一号の通信設備によつて日本国
憲法又はその下に成立した政府を暴
力破壊することを主張する通信を発し
た者は、五年以下の懲役又は禁錮に処

する。」それから第百八條は「いせつ
の罰則の規定がありますが、この規
定を特に電波法でここに設けなければ
ならぬ」といふことは、私は納得に苦
むものであります。もちろんこうい
うな行為がなされた場合において
は、一般刑法によるというやうな説も
聞いておりますが、こういうことを特
にここに書く必要は毛頭ないと思ひま
す。またここに書いたら保安上にお
いて非常にいいのであるか。こういう
で私は技術的という面ではわかりま
せん。しほ、疑問を持つのであり
ますが、もしも私の考えから行きます
と、この第百七條と第百八條とい
ふものは、ここになくても、大体こう
趣旨の目的は達し得られると私は考
へております。この点について一応
條文がなくてはならぬといふことであ
れば、あえて私は反対するものでは
ありませんが、その点についてお伺ひ
します。

○野村政府委員 お答えいたします。
この百七條、百八條は、現在も無線電
信法に同様の規定があります。但し表
現は違ひまして、公安を妨害したり
あるいは風俗を擾乱し、こういうふう
になつておるのであります。この公安
を妨害し風俗を擾乱しといふことは、
ある意味では漠然たる表現であつて、
もつと突き詰めてはつきりしてお
く必要である。ことに新憲法下にお
いては、こういうことをはつきりし
ておくことが必要である。こういう意
味におきまして、ここに書いてあります
やうな趣旨にかえてある次第であり
ます。なお一般刑法との関連につきま
しては、現在も無線電信法の中に同様の
規定があるので、現在の刑法と現在の

無線電信法の関係と同様であります。
そうして現在の刑法の中では、そうい
うやうな無線電信によつて公安を妨害
するとか、あるいは風俗を擾乱する
といふやうなことをした場合の罰則はあ
りません。従ひまして特別法をもつて
やつておるといふ、従来の趣旨をその
まま繼承しておるやうな次第であり
ます。御了承願ひます。

○松本善委員 百七條、百八條に關
しては、もちろんそれ以上のことは私
も申す必要はないと思ひます。従ひ
まして今私から一応申しした通りであ
りますので、百七條、百八條については
一応御検討を願ひたい。

それから今言つた二十二條、二十三
條、二十四條における関連事項の書き
方、ことに表現方法がまずいと思われ
ます。結果をまた別の機会において承
りたいと思ひます。以上をもちまして
私の質問を終ります。

○江崎(一)委員 資料の要求をこの際
さしていただきたいと思ひます。小規
模な無線電信の通信設備でありま
すが、これは特に漁船関係に重点を置
いて考えていただきたいと思ひます。
この使用周波数並びにその割當
の時間、これをたとへば宮古とか、銚
子とか、こういうやうにわけて詳細に
資料をいただきたい。

それから現在船舶無線設備を持つて
おる船舶局が幾つあるかといふこと、
これを今言つたやうな各グループごと
に調べて、ごく最近のものを至急にお
出しを願ひたいと思ひます。

○辻委員長 よろしゅうござい
ます。

○野村政府委員 承知いたしました。
○辻委員長 本日はこの程度にとどめ
ます。次回は公報をもつて通知するこ
とにして散会いたします。
午後零時五十一分散会

〔参 照〕
昭和二十五年二月七日
内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長幣原喜重郎殿
昨年十二月二十二日提出した電波監
理委員会設置法案附則中別紙のとおり
修正いたしましたので国会法第五十九條
によつて貴院の承諾を得たい。

電波監理委員会設置法案附則中
修正
電波監理委員会設置法案附則中
項を削り、第五項を第四項とし、以下

第七回国会衆議院電氣通信委員會會議録第一号中正誤

頁	段	行	誤	正
一	三	九	無線従事者	無線従事者
九	五	八	旧電氣通信技術者檢定規則	旧電氣通信技術者資格檢定規則
一〇	二	一五・一六	(第五十一條―第五十二條)	(第五十一條―第五十二條)
一〇	二	二九	真実及び	真実及び
一〇	三	一九	放送事業者(電波法(昭和二十四年法律第 号))	放送事業者(電波法(年法律第 号))
一一	一	一〇	第三者は	第三者は
一一	四	七	事業者、又は	事業者又は
一一	五	六	職上の	職務上の
一二	四	五	前二項	前二條
一二	二	一	同項第六号	同項第六号中
一四	三	六	拂込毎回	拂込 毎回
一六	一	八	每一件	每一件
一六	一	三八	1 2	2 3
一六	二	三四	電波法第七章	電波法(昭和二十五年法律第 号)第七章
三九				

順次一項ずつ繰り上げる。
(右に對し二月九日本院は承諾を與えた)

第一類第十四号

電気通信委員会議録第六号

昭和二十五年二月十五日

八

昭和二十五年三月十日印刷

昭和二十五年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所